

情報公開・法務課 法務係  
 担当：重野 靖 片桐 栄子  
 026 - 235 - 7057 (直通)  
 026 - 232 - 0111 (代表) 内線 2287  
 026 - 235 - 7370 (FAX)  
 E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp

## 令和4年6月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 7 件、新設条例案 2 件を提出予定です。

### 一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額の改定に準じて、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における公費負担に係る限度額を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) E-mail: senkan@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>国家公務員に係る制度改正に合わせ、非常勤職員の育児休業について次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件のうち、任用期間が満了しない期日を子の出生から 8 週間と 6 か月を経過する日 (改正前：子が 1 歳 6 か月に達する日) とします。</p> <p>(2) 子が 1 歳到達まで取得できる育児休業を一定の要件で延長する場合、当該延長の開始日を任意の日 (改正前：1 歳又は 1 歳 6 か月到達日の翌日) とします。</p> <p style="text-align: right;">(令和 4 年 10 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>

<p><b>3</b></p>	<p><b>長野県県税条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 国の制度改正に合わせ、県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置の要件を拡充し、適用期間を2年間延長します。</p> <p>(2) 地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除に関する個人県民税の特例措置の適用期限を4年間延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日(一部の規定は、令和5年1月1日、同年4月1日、令和6年1月1日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp  産業立地・IT振興課 026-235-7496 (FAX) E-mail: ritti-it@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p><b>4</b></p>	<p><b>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>民生委員の一斉改選にあたり、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の定数を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年12月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p><b>5</b></p>	<p><b>長野県中小企業振興条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>公益財団法人長野県中小企業振興センターと公益財団法人長野県テクノ財団の合併に伴い、条例中引用している法人名を公益財団法人長野県産業振興機構に改めます。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業政策課 026-235-7496 (FAX) E-mail: san-kikaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

## 6

## 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を整理します。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。

## 【主な内容】

対象事務		単位	金額
法第6条第1項の規定による認定	一戸建ての住宅	戸	23,000円 ～73,000円
	共同住宅等	棟	38,000円 ～4,166,000円
法第8条第1項の規定による変更の認定	一戸建ての住宅	戸	9,000円 ～30,000円
	共同住宅等	棟	28,000円 ～2,114,000円

- (3) 教育職員免許法の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の更新制が廃止されることに伴い、当該更新制に関する事務に係る手数料の規定を削除するほか、所要の改正を行います。

## 【主な内容】

対象事務	改定額	現行額
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	(廃止)	3,500円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	(廃止)	1,800円

(公布の日((2)は令和4年10月1日)から施行)

建築住宅課 026-235-7479 (FAX) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp  
 高校教育課 026-235-7488 (FAX) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp

## 7

## 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

裾花発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定(最大出力14,600キロワット→15,500キロワット)を改正します。

(公布の日から施行)

経営推進課 026-235-7388 (FAX) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp

## 新設条例案

番号	条 例 案 の 概 要
8	<p><b>長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例案</b></p> <p>(詳細は、別紙(P5)のとおり)</p> <p>土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の安全の確保に資するため、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めます。</p> <div data-bbox="295 669 1434 736" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">砂防課 026-233-4029 (FAX) E-mail: sabo@pref.nagano.lg.jp</div>
9	<p><b>教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例案</b></p> <p>教育長の勤務時間及び休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によることとします。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div data-bbox="295 1046 1434 1113" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育政策課 026-235-7487 (FAX) E-mail: kyoiku@pref.nagano.lg.jp</div>

# 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例案について

## 1 目的

土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

## 2 責務及び連携

	対象者	責務又は連携の内容
責務	盛土等を行う者	土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じる。
	土地の所有者	所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努める。
	土砂等を発生させる者	事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努める。 等
	県	土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を総合的に推進する。
連携	県・市町村	県と市町村が相互に情報を共有することにより、土砂等の盛土等の状況を把握し、市町村が土砂等の崩落等による災害の発生の防止に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

## 3 許可申請の手続

一定規模以上（土砂等の盛土等を行う土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上又は土砂等の盛土等を行う高さが 5 m 以上）である土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、以下を除く。

- ・ 国、地方公共団体などが発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による土砂等の盛土等 等

## 4 土砂等の盛土等を行う者に対する命令等

命令等の内容	命令等の対象となる場合
措置命令又は停止命令	緊急の必要があると認められる場合、施工中に基準不適合が認められた場合
措置命令	無許可で盛土等を行った場合、完了後・許可取消後に基準不適合が認められた場合
許可の取消し	不正に許可を受けた場合、欠格要件に該当した場合 等
停止命令	許可条件に違反した場合、管理責任者設置の規定に違反した場合 等

## 5 土地の所有者に対する勧告及び命令

勧告及び命令の内容	勧告及び命令の対象となる場合
措置を講ずるよう勧告	措置命令を受けた者が期限までに措置を講じない場合で、土地の所有者が施工状況の確認を怠った場合及び知事への報告を怠った場合
勧告に係る措置命令	上記の勧告に従わない場合であって、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認められる場合

## 6 手数料

対象の申請	1件あたりの金額
新規許可	55,000円
変更の許可	34,000円
譲受けの許可	34,000円

## 7 罰則

対象行為内容	罰則内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無許可盛土等、無許可変更、無許可譲受け</li> <li>・ 許可不正取得</li> <li>・ 措置命令違反</li> </ul>	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置命令違反</li> <li>・ 停止命令違反</li> </ul>	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地所有者に対する措置命令違反</li> <li>・ 土砂搬入禁止区域への土砂搬入</li> </ul>	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂管理台帳作成義務違反</li> <li>・ 使用土砂量報告義務違反</li> <li>・ 報告拒否、虚偽報告、資料提出拒否、虚偽資料提出</li> <li>・ 立入検査拒否、妨害、忌避</li> <li>・ 答弁拒否、虚偽答弁</li> </ul>	50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完了届出義務違反</li> <li>・ 軽微変更届出義務違反</li> <li>・ 関係図書保存義務違反</li> </ul>	30万円以下の罰金

## 8 施行期日

令和5年1月1日

# 土砂等の盛土等を行う者

面積3,000m<sup>2</sup>以上又は高さ5m以上

面積3,000m<sup>2</sup>未満かつ  
高さ5m未満

**許可**  
【第8条】

**【適用除外】**

- ・国等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・他法令等の許認可等に基づく盛土等
- ・災害対応のための盛土等 等

許可不要

**無許可盛土等**

**罰則**

- ・土地所有者の同意【第9条】
- ・周辺住民への周知【第10条】
- ・許可申請手続き【第11条】
- ・許可基準【第13条】

**許可申請**

- ・手数料納付【第33条】  
新規許可：55,000円  
変更許可：34,000円  
譲受け許可：34,000円

**変更等の許可手続き**

- ・変更【第19条】
- ・譲受け【第20条】

**土砂等の盛土等**

- ・管理責任者設置【第15条】
- ・標識、境界標の設置【第16条】
- ・土砂等管理台帳作成、土砂量報告【第17条】
- ・関係図書保存【第24条】

**完了**

- ・完了届【第18条】

**行政処分**

**措置命令又は停止命令**  
【第22条】

- ・緊急の必要がある場合
- ・基準不適合が認められた場合（施工中）

**措置命令【第22条】**

- ・無許可で盛土等を行った場合
- ・基準不適合が認められた場合（完了後・許可取消後）

**許可取消【第23条】**

- ・許可不正取得
- ・欠格要件該当
- ・3年間未着手
- ・1年以上継続し中断
- ・命令違反

**停止命令【第23条】**

- ・許可条件違反
- ・許可を受けずに変更
- ・管理責任者設置違反
- ・標識等設置違反
- ・土砂等台帳作成違反
- ・土砂量報告違反

（無許可盛土等）  
**2年以下懲役**  
又は  
**100万円以下罰金**  
【第36条】

（命令違反等）  
**1年以下懲役**  
又は  
**100万円以下罰金**  
【第37条】

（土地所有者に対する命令違反等）  
**6月以下懲役**  
又は  
**50万円以下罰金**  
【第38条】

（その他違反）  
**50万円以下罰金**  
【第39条】  
**30万円以下罰金**  
【第40条】

**両罰規定**  
【第41条】

規定違反等

命令違反等